

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-3
提出年月日	令和4年12月21日

泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表
(第10条 誤操作の防止)

ID	No	指摘事項の内容	審査日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221201-02	1	比較結果等を取りまとめた資料に記載している盤面器具などの説明について・わかりやすさの観点から補足説明資料の中に記載すること。	R4.12.1	本日回答		盤面器具等の記載表現に関する説明資料として参考資料4に追加した。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-144	
221201-03	2	10-10) 適合方針における制御盤の記載について・先行の記載例を踏まえて検討すること。	R4.12.1	本日回答		床等に固定する制御盤の記載を、大飯に合わせて「中央制御室内に設置する制御盤等」とした。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-10, 20, 34	
221201-04	3	10-52) 先行と同様に中央制御盤の写真を掲載し・説明性の向上を図ること。	R4.12.1	本日回答		中央制御室内の盤面配置を示した図に写真を掲載した。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-52	
221201-05	4	10-28) 運転要領に記載される余震時の措置について、10条資料に説明を記載すること(措置を掲載する具体的な社内規程類・余震時の措置の判断が個人でばらつきを防止する観点での基準)	R4.12.1	本日回答		地震時の措置について運転要領に記載する内容を詳細に記載した。(地震発生時の徴候として体感による揺れや警報の発信を記載。)	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-24, 28	
221201-06	5	10-40) フィルタとコイルの区切り(「・」「,」)について・適正化を検討すること。	R4.12.1	本日回答		区切り文字を「,」に適正化した。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-40	
221201-07	6	10-44) 用語の統一を図ること「2次系」「2次冷却系」	R4.12.1	本日回答		「2次冷却系」に用語を統一した。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-44, 56, 114, 127, 129	
221201-08	7	10-9, 10-10) ・中央制御盤と主盤という記載があり統一されていないように読める。中央制御盤=主盤なのか、中央制御盤の中に主盤が含まれるのか、適切に記載すること。その上で・手すりを付ける範囲について整理して説明すること。	R4.12.1	本日回答		基本的には「中央制御盤」で統一し、操作に関連する記載を行う場合は「主盤」とした。(例: 「主盤上の操作器への誤接触を防止」, 「主盤に集約し、操作器の統一化・・・」)	・資料全般	
221201-09	8	10-10) 手すりについては・「安全確保の観点」と「誤操作防止」の2点があり・先行の実績も踏まえ「安全確保の観点」からの各所(運転機など)への取り付けについて・整理して説明すること。(高浜・美浜の記載を参照のこと)	R4.12.1	本日回答		PWRの先行審査実績として「安全確保」を目的とした手摺を運転員机に設置しているため、泊においても運転員が常駐する箇所(運転員机, 運転指令卓)に「安全確保」を目的とした手摺を設置する。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-10, 20, 24, 28, 34	
221201-10	9	10-10) 手すりについて・大飯・高浜・美浜の設置目的と設計方針を踏まえた上で・その差異を明確にし・差異を踏まえた泊の適合方針について説明すること。(中央制御室の要員の「安全確保」に留意のこと)	R4.12.1	本日回答		大飯・高浜・美浜も含むPWRプラントにおいて、手摺を運転員机にも設置しており、これは「安全確保」を目的としている。そのため、泊においても中央制御室の運転員の「安全確保」の観点から、運転員が常駐する箇所(運転員机, 運転指令卓)に手摺を設置する。	資料1-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第10条 誤操作の防止 (DB10-9 r.7.0) ・ p.10-10, 20, 24, 28, 34	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。